

### 第36号議案

#### 令和5年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	285,024人
入院患者数	114,924人
外来患者数	170,100人
(3) 一日平均患者数	1,014人
入院患者数	314人
外来患者数	700人
(4) 主要な建設改良事業	
吸収式冷温水発生機更新工事費	147,000千円
器械備品購入費	171,000千円
新棟建設実施設計委託料	150,000千円
エレベーター改修工事費	247,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,590,600千円
第1項 医業収益	8,602,810千円
第2項 医業外収益	987,760千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 病院事業費用	10,443,000千円
第1項 医業費用	10,201,627千円
第2項 医業外費用	221,353千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額637,200千円は過年度分損益勘定留保資金637,200千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	1,263,100千円
第1項 企業債	591,300千円
第2項 出資金	671,379千円
第3項 固定資産売却代金	100千円
第4項 投資償還金	321千円
支	出
第1款 資本的支出	1,900,300千円
第1項 建設改良費	817,368千円
第2項 企業債償還金	1,068,968千円
第3項 投資	13,964千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
看護師等修学資金貸付金	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和5年度において貸与を決定した期間	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和5年度において貸与を決定した額
薬剤師奨学金返済支援金貸付金	蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例に基づき、令和5年度において貸与を決定した期間	蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例に基づき、令和5年度において貸与を決定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吸収式冷温水発生機更新事業	147,000	証書借入  借入時期は令和5年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により繰上償還することができる。
医療機器等整備事業	47,300			
新棟建設実施設計委託事業	150,000			
エレベーター改修事業	247,000			
計	591,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,148,675千円
- (2) 交際費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,442,340千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	内視鏡部門システム	一 式

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明